

平成30年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（8日）

招集年月日	平成30年3月6日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成30年 3月 6日午前10時00分			議 長	堀 口 博 志
	閉 会	平成30年 3月20日午後0時01分			議 長	堀 口 博 志
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員 出席 1 2 名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小 須 田 肇	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	岡 田 邦 敏	○	8	千 野 榮 治	○
	3	永 井 正 之	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	木 暮 弘 元	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	佐 藤 博	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	7番	佐 藤 勇 二	8番	千 野 榮 治		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	樋 口 令 子		書 記	小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福祉保険課長	岡 野 均	
	副 町 長	吉 弘 拓 生		保健環境課長	猪 野 馨	
	教 育 長	茂 木 学		農林課課長補佐	佐 藤 圭 司	
	町 長 公 室 長	荻 野 英 雄		商工観光課長	林 通 典	
	総 務 課 長	浅 川 幸 則		建設ガス水道課長	神 戸 宏	
	地 域 創 生 課 長	岩 井 収		教 育 課 長	大 河 原 順 次 郎	
	住 民 税 務 課 長	大 小 原 敏 江				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件について
- 2 第4号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 第5号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 4 第6号議案 下仁田町浄化槽整備事業基金条例の一部を改正する条例
- 5 第7号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第8号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 7 第9号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 8 第10号議案 下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第11号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 10 第12号議案 しもにたバス条例の一部を改正する条例
- 11 第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 12 第14号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 13 第15号議案 下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例
- 14 第16号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 15 第17号議案 下仁田町道の駅の設置及び管理に関する条例
- 16 第18号議案 下仁田町教育研究所設置に関する条例を廃止する条例
- 17 第19号議案 指定管理者の指定について（下仁田町福祉作業所分）
- 18 第20号議案 指定管理者の指定について（下仁田町林業総合センター分）
- 19 第21号議案 指定管理者の指定について（下仁田町体験交流センター分）
- 20 第22号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第8号）
- 第23号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第24号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第25号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第26号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第28号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）
- 21 第29号議案 平成30年度下仁田町一般会計予算
- 第30号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第31号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算

- 第32号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計予算
第33号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
第34号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計予算
第35号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計予算
22 陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情
陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情

会 議 の 経 過

開 会 平成30年3月8日 午前10時00分

○議長 堀口博志 これから、本日の会議を開きます。

日程第1、報告第1号 議員派遣の件、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 堀口博志 次に日程第2、第4号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第4議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第4号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、飯島富司、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、市川敏雄氏が平成30年3月22日をもって任期満了となるため。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第4号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 次に、日程第3、第5号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第5議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例、下仁田町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

4ページ目をお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

以下につきましても、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次のページに移りまして、平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第4、第6号議案 下仁田町浄化槽整備事業基金条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第6号議案をご提案、ご説明いたします。

第6号議案 下仁田町浄化槽整備事業基金条例の一部を改正する条例、下仁田町浄化槽整備事業基金条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

繰替運用、第6条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、提案理由につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第6号議案は……

(「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり)

○議長 堀口博志 何の理由でしょう。

(「理由は、個人情報の一部を改正する条例の中で字が同じなので、これを何で改正する必要があるのか、ちょっといいですか」の声あり)

○議長 堀口博志 暫時休憩をとります。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時07分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

(「議長、休憩の理由は」の声あり)

○議長 堀口博志 岡田議員より休憩をとってくれということと、議案の字の不一致があったということでの休憩の確認です。よろしいですか。

(発言する声あり)

○議長 堀口博志 岡田武二議員、説明をお願いします。

○11番 岡田武二 私のほうで見落としをしまして、「関し、」ということで区切りというのがあったんですが、次の改正は「関し」の区切りというか、前ということで確認がとれましたので、同じ字をなぜ改正するのかという、理解できなかつたものですから、暫時休憩をとって確認をさせていただきました。

○議長 堀口博志 島崎紘一議員、よろしいでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長 堀口博志 千野榮治議員

○8番 千野榮治 進行してください。

○議長 堀口博志 それでは、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第5、第7号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(「議長」の声あり)

○議長 堀口博志 千野榮治議員

○8番 千野榮治 今、6号議案の審議をしている途中でとまったんだけど、挙手をしたとかというのは6号議案あったの。

○議長 堀口博志 ありました。

○8番 千野榮治 あった、当てているときか。

○議長 堀口博志 全員を確認をいたしまして。

○8番 千野榮治 ちょっとまぎらわしいんで、5号議案の質疑が今ちょっとあったんで、5号議案はもう議決は終わっているんで、差し戻しということはもうまずいんだよ。だから、5号議案はそのときに手を挙げたからオーケーということね。

○議長 堀口博志 はい。継続してありますので、全部オーケーです。

福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加える。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の第3条第1項の規定により支給対象者となった者に対する福祉医療費の支給については、施行の日以後医療を受ける者に限る。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第6、第8号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。
福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この町が行う国民健康保険の事務

第2章の章名を次のように改める。

第2章 この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条中「国民健康保険運営協議会」を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第7、第9号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。
住民税務課長

(大小原敏江住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 大小原敏江 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第8、第10号議案 下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第9、第11号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例、下仁田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第10、第12号議案 しもにたバス条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を地域創生課長に求めます。地域創生課長

(岩井収地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 岩井収 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案、ご説

明申し上げます。

第12号議案 しもにたバス条例の一部を改正する条例、しもにたバス条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「下仁田駅―滑―」を削り、同項第5号中「―」の次に「宮室―」を加える。

第4条ただし書を削る。

附則、施行期日、この条例は、平成30年6月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第11、第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

(林通典商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林通典 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例、下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「設備資金」の次に「(土地を除く。)」を加える。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第12、第14号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

(林通典商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林通典 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例、下仁田町企業誘致促進条例の一部を次のように改正する。

以下につきましては、さきの議会全員協議会においてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第13、第15号議案 下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を地域創生課長に求めます。地域創生課長

(岩井収地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 岩井収 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例、第1条、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関し必要な事項を定める。

以下、さきの全員協議会にてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

4ページをごらんください。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以下も全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第14、第16号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第16号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、目次、第1章、総則(第1条―第4条)、第2章、人員に関する基準(第5条・第6条)、第3章、運営に関する基準(第7条―第32条)、第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)。

附則、第1章、総則。

以下の制定内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行する。

経過措置、第2項、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができる。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第15、第17号議案 下仁田町道の駅の設置及び管理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林通典商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林通典 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第17号議案 下仁田町道の駅の設置及び管理に関する条例、下仁田町観光館道の駅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する。

第1条、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、下仁田町道の駅及び下仁田町交流防災拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

以下につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1、別表第2につきましては、説明を省略させていただきます。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第16、第18号議案 下仁田町教育研究所設置に関する条例を廃止する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(大河原順次郎教育課長 登壇)

○教育課長 大河原順次郎 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第18号議案 下仁田町教育研究所設置に関する条例を廃止する条例、下仁田町教育研究所設置に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第17、第19号議案 指定管理者の指定について(下仁田町福祉作業所分)を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第19号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町福祉作業所。2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂229番地。団体名、下仁田町福祉作業所育成会。代表者名、会長、安藤壽義。3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第19号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第18、第20号議案 指定管理者の指定について(下仁田町林業総合センター分)を議題とし、提案理由の説明を農林課課長補佐に求めます。農林課課長補佐

(佐藤圭司農林課課長補佐 登壇)

○農林課課長補佐 佐藤圭司 命によりまして、第20号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第20号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町林業総合センター。2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂45番地7。団体名、下仁田町森林組合。代表者名、代表理事組合長、須賀芳明。3、指定の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第20号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第19、第21号議案 指定管理者の指定について（下仁田町体験交流センター分）を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

(林通典商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林通典 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第21号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町体験交流センター。2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3766番地11。団体名、一般社団法人、下仁田町観光協会。代表者名、代表理事、上原康廣。3、指定の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第21号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第20、第22号議案から第28号議案までを一括議題とし、第22号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第8号）

から順次説明を願います。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第22号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第22号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算(第8号)、平成29年度下仁田町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,302万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億322万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

1款町税834万5,000円、12款分担金及び負担金97万5,000円の減、13款使用料及び手数料196万6,000円の減、14款国庫支出金6,739万4,000円の減、15款県支出金451万3,000円、16款財産収入17万5,000円、17款寄附金2,963万8,000円の減、18款繰入金8,304万円の減、20款諸収入134万2,000円の減、21款町債2,830万円、歳入合計56億4,624万7,000円から1億4,302万2,000円を減額し、55億322万5,000円としたいとするものです。

次のページに移りまして、歳出でございます。

1款議会費76万3,000円の減、2款総務費2,665万1,000円の減、3款民生費1,518万7,000円の減、4款衛生費451万円の減、6款農林水産業費4,820万7,000円の減、7款商工費16万円の減、8款土木費901万9,000円の減、9款消防費257万2,000

円の減。

4 ページをお願いします。10 款教育費 9 0 3 万 3, 0 0 0 円の減、12 款公債費 2, 7 0 2 万 9, 0 0 0 円の減、13 款諸支出金 1 0 万 9, 0 0 0 円、歳出合計 5 6 億 4, 6 2 4 万 7, 0 0 0 円から 1 億 4, 3 0 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、5 5 億 3 2 2 万 5, 0 0 0 円としたいとします。

次のページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。次の 3 件を追加したいとします。事項、期間、限度額を申し上げます。

下仁田町福祉作業所の管理運営に関する協定書、期間、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで、限度額 2, 0 7 3 万円。下仁田町林業総合センターの管理運営に関する協定書、期間、平成 3 0 年度、限度額 2 0 万円。下仁田町体験交流センターの管理運営に関する協定書、期間、平成 3 0 年度、限度額 1, 5 0 0 万円。

第 3 表、繰越明許費でございます。款の区分と事業名、金額を申し上げます。

2 款総務費、地域経済循環創造事業 4, 0 0 0 万円、3 款民生費、介護基盤等整備事業 3, 2 0 0 万円、6 款農林水産業費、ぐんま緑の県民基金事業 8 9 万 6, 0 0 0 円、7 款商工費、「道の駅しもにた」再整備事業 1 億 5, 6 9 2 万 4, 0 0 0 円、8 款土木費、公共土木施設維持補修事業 1, 6 6 0 万円、過疎道路（基幹）整備事業 7 8 8 万円、橋梁維持管理事業 1, 6 1 9 万 8, 0 0 0 円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、過疎対策事業債、限度額 4 億 4, 9 7 0 万円に 2, 6 8 0 万円を追加し、4 億 7, 6 5 0 万円とし、防災対策事業債、限度額 1, 0 5 0 万円に 1 5 0 万円を追加し、1, 2 0 0 万円としたいとします。限度額計 6 億 8, 4 5 0 万円に 2, 8 3 0 万円を追加し、7 億 1, 2 8 0 万円としたいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、9 ページの 2 の歳入、1 4 ページの 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略

をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第23号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第24号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第25号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について福祉保険課長に説明を求めます。福祉保険課長

（岡野均福祉保険課長 登壇）

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第23号議案から第25号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第23号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成29年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,874万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,372万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金1,293万5,000円の減、4款療養給付費交付金1,140万6,000円の減、5款前期高齢者交付金866万7,000円、9款繰入金306万9,000円の減、歳入合計12億4,246万5,000円に1,874万3,000円を減額し、12億2,372万2,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者支援金等1,440万3,000円の減、6款介護納付金434万円の減、歳出合計12億4,246万5,000円に1,874万3,000円を減額し、12億2,372万2,000円としたいとします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。4ページの2の歳入、5ページの3の歳出につきま

しては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第24号議案をお願いします。

第24号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成29年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,628万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款繰入金244万7,000円の減、歳入合計1億3,873万円に244万7,000円を減額し、1億3,628万3,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者医療広域連合納付金244万7,000円の減、歳出合計1億3,873万円に244万7,000円を減額し、1億3,628万3,000円としたいとします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。4ページの2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第25号議案をお願いいたします。

第25号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成29年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,113万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億768万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料222万8,000円、3款国庫支出金1,660万1,000円、4款支払基金交付金220万8,000円、5款県支出金60万8,000円の減、7款繰入金39万円、9款諸収入32万円、歳入合計12億8,654万4,000円に2,113万9,000円を追加し、13億768万3,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費21万6,000円の減、2款保険給付費693万9,000円、4款基金積立金1,528万6,000円、5款地域支援事業費87万円の減、歳出合計12億8,654万4,000円に2,113万9,000円を追加し、13億768万3,000円としたいとするものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。6ページの2の歳入、8ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 ここで暫時休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

次に、第26号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)、第27号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計補正予算(第2号)及び第28号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算(第2号)について建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第26号議案から第28号議案をご提案、ご説明いたします。

第26号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）、平成29年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,415万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,774万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金36万円の減、2款使用料及び手数料65万7,000円の減、3款国庫支出金600万1,000円の減、4款県支出金425万1,000円の減、6款繰入金31万1,000円の減、7款諸収入32万6,000円、8款町債290万円の減、歳入合計8,189万5,000円から1,415万4,000円を減額し、6,774万1,000円としたいとします。

次に、歳出です。同じく款の区分と補正額のみを申し上げます。1款浄化槽整備事業費1,432万円の減、2款公債費16万6,000円、歳出合計8,189万5,000円から1,415万4,000円を減額し、6,774万1,000円としたいとします。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、浄化槽施設整備事業（下水道事業債）、限度額690万円、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）690万円、限度額計1,380万円から下水道事業債140万円を減額し、限度額550万円に、過疎対策事業債150万円減額し、限度額540万円、限度額計1,090万円にしたいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、省略させていただきます。なお、次ページの2の歳入、7ページの歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

ます。

次に、第27号議案をお願いいたします。

第27号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、平成29年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成29年度下仁田町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。既決予定量、補正予定量、計の順に申し上げます。1、給水戸数3,531戸、36戸の減、3,495戸。2、年間給水量90万5,465立方メートル、2万1,462立方メートルの減、88万4,003立方メートル。3、1日平均給水量2,481立方メートル、59立方メートルの減、2,422立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益2億7,928万1,000円、304万7,000円の減、計2億7,623万4,000円、支出、第1款水道事業費用2億9,136万2,000円、139万8,000円の減、計2億8,996万4,000円。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82,108千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額80,475千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,137千円、過年度分損益勘定留保資金26,389千円、当年度分損益勘定留保資金54,582千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額316千円、過年度分損益勘定留保資金26,389千円、当年度分損益勘定留保資金53,770千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の区分のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、8,989万9,000円、946万3,000円の減、計8,043万6,000円、支出、第1款資本的支出、1億7,200万7,000円、1,109万6,000円の減、計1億6,091万1,000円。

企業債、第5条、予算第5条（企業債）表中、「限度額24,700千円」を「限度額15,200千円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。科目、職員給与費、既決予定額4,686万2,000円、補正予定額10万5,000円、計4,696

万7,000円。

他会計からの補助金、第7条、予算第9条を次のように改める。第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,175万円である。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、第28号議案をお願いいたします。

第28号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、平成29年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成29年度下仁田町ガス事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。既決予定量、補正予定量、計の順に申し上げます。1、供給戸数1,273戸、7戸の減、1,266戸。2、年間供給量、79万2,191立方メートル、6万4,401立方メートル、85万6,592立方メートル。3、1日平均供給量、2,170立方メートル、177立方メートル、2,347立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分のみ申し上げます。収入、第1款ガス事業収益、1億8,209万円、1,782万7,000円、1億9,991万7,000円、支出、第1款ガス事業費用、1億7,436万3,000円、583万9,000円、1億8,020万2,000円。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,848千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49,835千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,135千円、過年度分損益勘定留保資金27,713千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,127千円、過年度分損益勘定留保資金31,044千円、当年度分損益勘定留保資金16,664千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いいたします。

款の区分のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、2,010万2,000円、2,010万円の減、2,000円、支出、第1款資本的支出、4,995万円、11万3,000円の減、4,983万7,000円。企業債、第5条、予算第5条を次のように改める。第5条、削除。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。1、職員給与費、既決予定額4,031万6,000円、補正予定額1万6,000円、計4,033万2,000円。

たな卸資産購入限度額、第7条、予算第10条に定めた、たな卸資産購入限度額の「限度額49,513千円」を「限度額57,569千円」に改める。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案説明が終わりましたので、第22号議案から第28号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。岩崎正春君

○5番 岩崎正春 第22号議案、一般会計補正予算、21ページの商工振興費、外郭団体補助金について、その財源の内訳と事業の中身のご説明をお願いいたします。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 林通典 岩崎議員の質問にお答えします。

21ページの7款1項2目商工振興費の中の外郭団体補助金の36万円減の中身ということだと思います。これにつきましては、商工会への補助として36万円を予定しておりました。年度当初に、これにつきましては、県の補助金が2分の1当たっているわけですが、群馬県商店街活性化支援事業補助金というのが当たっているわけですが、年度当初の段階で内示を受けて商工会で協議をしておったようですが、この時期になりまして商工会のほうから、これについては取りやめたいという申し出がありまして、内示の段階でしたので県のほうに連絡をして、事業をやらないということで

補助のほうもなくなりましたので、パンフレットの作成の費用でございますが、減額したということで、商工会のほうからの申し出によるものでございます。

○議長 堀口博志 岩崎正春君

○5番 岩崎正春 この事業そのものは、県の補助金と町の補助金で計画を立てて、全額が36万円の事業だったということですか。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 林通典 申しわけございません、その辺については今確認できる資料がございません。今調べろということであれば調べさせていただきますし、予算決算のときでよろしいということであれば、また確認しておきますが、いかがにしましょうか。

○議長 堀口博志 岩崎正春君

○5番 岩崎正春 恐らく、これは3分の1それぞれの補助で行われている事業かと思えますけれども、商工会に対しては我々も特に理解を示しているいろんな事業も今まで認めてきたと思えますけれども、こういった補助金を使うときに、当然商工会のほうから申し出があって、計画されておいたお金がついたんだと思えます。今の答弁によりますと、また再び商工会のほうから取り下げということでもありますので、十分精査をした上で、公金を使うわけですから、事業の申請をしていただきたいと、そういうふうに思っています。ご指導いただけますか。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 林通典 指導したいと思えます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 一般会計補正予算（第8号）の20ページ、林業費でありますけれども、2項について補正前の予算額が1億6,189万1,000円で補正額が5,101万8,000円のマイナス補正でありますけれども、実に3分の1はマイナス補正をしていると。この間、国県に対する支出金3,700万円余りが返納ということでもありますけれども、この発生理由について伺いたします。

○議長 堀口博志 農林課課長補佐

○農林課課長補佐 佐藤圭司 島崎議員の質問にお答えいたします。

林業費なんですけれども、補正予算額の合計で約5,000万円の減額です。主な理由としましては、2目のぐんま緑の県民基金事業が約2,000万円、3目の林業施設費の林業作業道整備事業が約1,980万円というこ

とが大きなものになっております。

ぐんま緑の県民基金事業ですけれども、こちらのほうは全部で4カ所の事業を予定しておりましたけれども、3カ所が事業の中止になってしまいました。理由としましては、1つは西野牧の和美沢の付近で地番のところは特定できないということから、それにより所有者が特定できないということで中止になりました。

もう1つは馬山バイパスなんですけれども、そちらのほうは予定していたんですけれども、事業を実施するに当たりまして当初の地権者から名義が変わりまして、新たな方が取得したことによりまして、その管理団体の目的ですか、間伐の予定をしておりましたが、新しい取得者が全伐を希望したいということで、意見の食い違いによりましてそこも申請できなかったということです。

あともう1つは、要望をしたところと意思の疎通ができていない、要するに管理する方全員の意思疎通ができていないことによりまして、またそこも取りやめになったというような状況で、約2,000万円ほどの減額になっております。

それと、林業作業道の件に関しましては、当初はもちろん予定をしておりましたけれども、この事業は森林組合のほうで行う作業道なんですけれども、県発注のぐんま緑の県民基金事業のほうを優先したことによりまして、そちらのほうを優先して、町でこちらのほうで予算をとったほうが減額になったような状況でございます。

以上です。

○議長 堀口博志 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 毎回、予算決算でこの林業費については指摘されていると思うんですよね。いかにしても予算はとったけれども、事業未達成、県に返納することが多過ぎる。もう一度、当初予算についてしっかりと吟味をして、発注者、受注者が絶対できるようなことをしていかないと、県に対する信用も落ちるわけです。まして、ぐんま緑の県民基金は5年間の限定で枠が非常に厳しいと。しかしながら、下仁田は林業の町で非常に枠も多いと。要請があってもできない箇所があるにもかかわらず、3カ所も返納するということは、これはもっと事前にやはり精査をして、結論を早く出して新たな方向に、新たな地域に振り分けるような努力をしていかないと、残されたあと2年間、要望があってもできないで制度が変わってしまうような部分もあると思うので、この辺はぜひとも。

課長欠席で係長、課長代理に言うのもなかなか言いづらい部分もありますけれども、この辺はやはり庁内一体となって林業振興、非常に町長も唱えているわけだから、そういう予算の使い方をしないような形で、ぜひとも来年度当初予算に取り組んでいただきたいと考えておりますので、ぜひともその辺は要望しておきます。同じような質問を何年もされないように、ぜひとも慎重に対応することが必要かなと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 堀口博志 農林課課長補佐

○農林課課長補佐 佐藤圭司 島崎議員のおっしゃるとおり、十分資料を事前に精査しまして取り組んでいきたいと思ひます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 もう1点、25ページをお願いします。

公債費について、2,640万ほどのマイナス補正でありますけれども、公債費については定率償還だとかいろいろあると思ひますが、この減額理由について説明をお願いします。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 島崎議員の質問にお答えします。

12款1項1目元金の2,641万2,000円の減額の理由でございますが、28年度の起債を予定しておりました6億3,000万円につきまして繰り越しとなりましたので、借り入れの時期がおくれたということで、29年度中に返済する元金の見込みが、2,641万2,000円についてが30年度に繰り延べになったということでございます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 そうすると、繰越明許の額がこのままここへ反映されているという、そういう理解でいいわけですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 はい。繰り越しの分でございます。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございませんか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 補正8号の一般会計です。2ページ、歳入の合計が56億何ぼという数字になっておりますけれども、当初予算では51億8,400万円、約9%の歳入の増額ですけれども、いろいろ増額になったもろもろの理由はあると思うんですけれども、最大の理由と最大の款の金額を、当初予算よりも4億6,000万ほど歳入が多いんだよね。予算決算特別委員会までに調べておいてください。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 はい、承知しました。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 以前にも申しましたけれども、当初予算をいかに確実なもので組んでいくかということが大事かと思うんですね。そこで、23ページ、10款社会教育総務費、当初予算は幾らの予定で、幾らでしたか。予算決算特別委員会までに調べておいてください。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 予算決算までに調べておきます。すみません。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 今まことにネットの時代で、昨晚ネットで調べましたら近くの町と下仁田町の29年度の当初予算が大体同じぐらいの金額なんですね。下仁田町の予算書は、一般会計の公債費かな、予備費までで、ページが69ページまでで一般会計の予算書ができています。ネットで見ましたら一般会計の予算、同じ約50億円の当初予算で予算書が180ページ。極端な言い方をすると、下仁田の約3倍のページ数で予算書ができています。

なぜそれだけのページ数が多いかというと、説明欄が下仁田町の説明欄とは全く異なった説明欄、その町の予算書を見れば本当に町民の方が全部わかるような予算書です。私もこの予算書、議員になってからずっとこの予算書ですけれども、下仁田町のこの予算書は町民にとって、ネットを見る機会が町民にはありますから、町民がネットで見てもわかるような予算書づくりを心がけるべきだと思うんだよね。

あわせて、ネットで下仁田町の予算は平成28年度の予算書しか載っていません。その辺のところ、もう平成30年の予算書ができていますから、31年度に向けてネットの社会だということをくれぐれも肝に銘じてもらって、ネットで一般町民が下仁田町の予算あるいは町長、議長の交際費がネットで見られるような方策を今から考えておいてもらいたいと思います。

○議長 堀口博志 答弁はよろしいでしょうか。

○12番 佐藤公夫 答弁はいいよ。宿題出したんだ。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結し、第22号議案から第28号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をとります。

再開は午後1時といたしたいと思います。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開をいたします。

商工観光課長より発言を求められておりますので、これを許します。商工観光課長

○商工観光課長 林通典 午前中の岩崎議員の質問に対する私の答弁の中で、2点誤りがありましたので、おわびと訂正をさせていただきます。

1点目が補助をする先の事業主体でございます。商工会と説明させていただきましたが、正しくは商業協同組合でございます。また、補助率2分の1とご説明させていただきましたが、県が3分の1、町が3分の1、実施主体が3分の1で補助率は3分の1でございます。この2点についておわびと訂正をさせていただきます。

○議長 堀口博志 次に、日程第21、第29号議案から第35号議案までを一括議題といたします。まず、第29号議案 平成30年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第29号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第29号議案 平成30年度下仁田町一般会計予算、平成30年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億2,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが

できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税8億3,648万6,000円、2款地方譲与税4,900万円、3款利子割交付金80万円、4款配当割交付金250万円、5款株式等譲渡所得割交付金186万5,000円、6款地方消費税交付金1億2,300万円、7款ゴルフ場利用税交付金1,000万円、8款自動車取得税交付金1,000万円、9款地方特例交付金90万円、10款地方交付税22億2,000万円、11款交通安全対策特別交付金140万円、12款分担金及び負担金3,009万円、13款使用料及び手数料3,909万6,000円、14款国庫支出金2億8,240万円、15款県支出金3億2,406万8,000円、16款財産収入1,806万2,000円、17款寄附金8,016万2,000円、18款繰入金2億5,161万6,000円、19款繰越金1,000円、20款諸収入4,825万4,000円。

4ページをお願いいたします。

21款町債4億9,030万円、歳入合計48億2,000万円としたいとするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費7,540万9,000円、2款総務費6億9,605万5,000円、3款民生費10億6,515万6,000円、4款衛生費7億8,751万円、5款労働費142万4,000円、6款農林水産業費2億6,847万3,000円、7款商工費1億9,075

万3,000円、8款土木費3億3,226万9,000円。

6ページをお願いいたします。

9款消防費2億4,973万9,000円、10款教育費4億8,116万7,000円、11款災害復旧費1万2,000円、12款公債費6億6,133万2,000円、13款諸支出金70万1,000円、7ページに移りまして14款予備費1,000万円、歳出合計48億2,000万円としたいとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。事項、土地開発公社の借入金に対する債務保証で、期間を平成30年度から債務完了の年度までとし、限度額を500万円に約定利息を加えた額と定めたいとするものでございます。

次に、第3表、地方債でございます。起債の目的と限度額は、過疎対策事業債2億6,470万円、過疎対策事業債（ソフト事業分）5,250万円、全国防災事業債1,990万円、緊急防災・減災事業債1,020万円、臨時財政対策債1億4,300万円、限度額の計4億9,030万円で、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえることができることとしたいとするものでございます。

9ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、12ページの2の歳入及び28ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第30号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第31号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第32号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計予算について、福祉保険課長に説明を求めます。福祉保険課長

(岡野均福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第30号議案から第32号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書79ページをお願いいたします。

第30号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、平成30年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億535万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款国民健康保険税1億9,464万3,000円、2款使用料及び手数料10万円、3款国庫支出金1,000円、4款県支出金7億4,201万9,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金6,727万2,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入131万3,000円、歳入合計10億535万円としたいとさせていただきます。

次に、歳出でございます。1款総務費634万8,000円、2款保険給付費7億1,763万4,000円、3款国民健康保険事業費納付金2億6,800万6,000円、4款財政安定化基金拠出金1,000円、5款保健事業費1,175万5,000円、6款基金積立金1,000円、7款公債費3,000円、次のページをお願いいたします。8款諸支出金110万2,000円、9款予備費50万円、歳出合計10億535万円としたいとさせていただきます。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、85ページの2の歳入及び92ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、101ページをお願いいたします。

第31号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、平成30年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,413万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料7,978万2,000円、2款使用料及び手数料1万9,000円、3款繰入金5,809万5,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入623万5,000円、歳入合計1億4,413万2,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費371万5,000円、2款保健事業費674万4,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,257万1,000円、4款諸支出金10万1,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億4,413万2,000円としたいとします。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省

略させていただきます。また、106ページの2の歳入及び108ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、111ページをお願いいたします。

第32号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計予算、平成30年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,765万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料2億2,026万7,000円、2款使用料及び手数料2万3,000円、3款国庫支出金3億3,999万円、4款支払基金交付金3億3,705万1,000円、5款県支出金1億8,510万3,000円、6款財産収入5,000円、7款繰入金1億8,454万円、8款繰越金1,000円、9款諸収入67万7,000円、歳入合計12億6,765万7,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費940万2,000円、2款保険給付費12億1,250万円、3款財政安定化基金拠出金1,000円、4款基金積立金5,000円、5款地域支援事業費4,474万5,000円、6款公債費1,000円、7款諸支出金3,000円、次ページをお願いいたします。8款予備費100万円、歳出合計12億6,765万7,000円としたいとします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、117ページの2の歳入及び122ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第33号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、第34号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計予算及び第35号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計予算について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第33号議案から第35号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第33号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、平成30年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,510万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料1,838万7,000円、3款国庫支出金2,204万5,000円、4款県支出金

724万円、5款財産収入1,000円、6款繰入金1,501万1,000円、7款諸収入27万7,000円、8款町債1,380万円、歳入合計8,510万1,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出、1款浄化槽事業費7,571万円、2款公債費6,876万6,000円、3款予備費839万1,000円、歳出合計8,510万1,000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債、起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額690万円、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）、限度額690万円、限度額計1,380万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができる。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括については、省略させていただきます。なお、137ページの歳入、139ページの歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

143ページをお願いいたします。

第34号議案、平成30年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、平成30年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、給水戸数3,495戸、2、年間給水量88万4,003立方メートル、3、1日平均給水量2,422立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益2億7,620万5,000円、第1項営業収益1億9,408万9,000円、第2項営業外収益8,211万5,000円、第3項特別利益1,000円、支出、第1款水道事業費用2億6,232万5,000円、第1項営業費用2億3,413万4,000円、第2項営業外費用2,768万8,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとお

りと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,961万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,057万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4,855万円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入8,816万8,000円、第1項企業債2,060万円、第2項出資金2,806万5,000円、第3項他会計補助金3,950万2,000円、第4項他会計負担金1,000円、支出、第1款資本的支出1億6,777万8,000円、第1項建設改良費4,274万9,000円、第2項企業債償還金1億2,502万9,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額2,060万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費4,341万2,000円。

他会計からの補助金、第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,733万7,000円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は169万2,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設工事（川井から跡倉）、町道0115線水道本管布設替工事（森沢橋）、数量、L=236.6メートル、PEパイ100ミリメートル、L=53.5メートル、PEパイ100ミリメートル。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略いたします。

続きまして、169ページをお願いいたします。

第35号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計予算、総則、第1条、平成30年度下仁田町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、供給戸数1,249戸、2、年間供給量、86万2,504立方メートル、3、1日平均供給量2,363立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款ガス事業収益1億7,115万1,000円、第1項営業収益1億6,828万1,000円、第2項営業外収益286万9,000円、第3項特別利益1,000円、支出、第1款ガス事業費用1億4,760万8,000円、第1項営業費用1億4,088万1,000円、第2項営業外費用622万4,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,936万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額149万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,161万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2,625万3,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入3,000円、第1項企業債1,000円、第2項他会計負担金1,000円、第3項工事負担金1,000円、支出、第1款資本的支出3,936万9,000円、第1項建設改良費2,941万9,000円、第2項企業債償還金995万円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、ガス本管布設替工事、限度額1,000万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款ガス事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げ

る経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費4,064万円。

他会計からの補助金、第9条、児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は66万円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は5,602万8,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。取得する資産、種類、ガス本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設替に伴う舗装本復旧工事（仲町）、数量A=769.8平方メートル、t=10センチメートル。

平成30年3月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町ガス事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案説明が終わりましたので、第29号議案から第35号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。岩崎正春君

○5番 岩崎正春 一般会計で44ページの環境衛生費です。生活環境保全でさきの全協で説明はいただいたんですけども、15戸分を除去する予定だということで、危険家屋やそういったものが除去されるのは大変結構なことだと思いますけれども、これらに対して保健環境課だけの所管ではないかなと思いますけれども、税率あるいは税の種目の変更等はどのようになりますか。ちょっと急な質問で申しわけなかったけれども、税のほうにちょっと今いっちゃったんで、もしなんだったら予算決算委員会に説明してもらえたら。

それで、それはまあいいんですけども、この状況がなかなか進まない原因の一つとして、税率が上がるということでちゅうちょしている方もいると思うので、その辺の緩和措置というんですか、それを実施した後、すぐ固定資産税とか、そういう日足になった場合の税率がすぐ適用になった場合のことを考えるとなかなか壊したがないという方もいらっしゃるようで、その辺の緩和措置とかいうのは考えておられますかね。

○議長 堀口博志 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 お答えになるかどうかわかりませんが、私のほうから1点述べさせていただきたいと思います。

この制度がスタート当時に関係課を集めて、どのようにこの補助制度を始めるかということでいろいろ協議をいたしました。そのときに、やはり1つのネックになったのが、壊した後の固定資産税について住宅地特例が廃止されるということがありますので、その関係が出ました。

その中で、当時その会議に出席していただきました税関係の係長が地方課へ問い合わせをいたしました。その当時の地方課の回答といたしましては、こういった除却に対しての税金が上がる、このことに対しての市町村からのお金を補助金として逆に本人に与えるといったことについても、激変緩和については余り望ましいことではないといった回答がその当時ありましたので、現在まで約2年間続いてきているわけですが、今のところはそういった激変緩和は考えずに進んできたところが現状でございます。ただ、全国の市町村を見ますと、そういった激変緩和をとっているところもございまして、住民からの要望等を踏まえ、町長とも相談する中、そういったことも今後は考えていかなければならないことかと考えております。

○議長 堀口博志 岩崎正春君

○5番 岩崎正春 土地の利用が旺盛な場合は、そういう税率が上がってもやむを得ないかなと思いますけれども、現在、特に下仁田町の状況を考えると、平地になった場合、更地になった場合の土地の利用等がそれほど大きな期待は持てないということに関して見ますと、その激変緩和措置というのはやっぱりこれを進めていく上では必要でないかなと思っておりますので、ぜひ有意義な施策を考えていただきたいと思います。町長にもお願いしておきます。よろしく申し上げます。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございますか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 この予算書ですけれども、ちょっと予算書をどこでもいいから見てください。前年度予算額、これに掲載されている数字はいつのものなのか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 当初予算でございます。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 当初予算でなくて、補正、補正を重ねてのあれだから、最終的に補正予算の最後のものを載せるべきだと思うけれども。どうだい。当初予算のものを載せたって意味がないんだよ。意味がある、当初予算載せて。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 前年度の当初対比ということで、こちらのほうには記載されているということでございます。先ほど午前中でのご質問もありましたとおり、予算書につきましては、ちょっとまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 私が先ほど申しましたけれども、議員になって以来、下仁田町の予算書というのはほとんど変わっていないんだよね。だから、こういう間違いも延々として続いてきているわけ。公の会計で当初予算を載せろというあれは、決まっちゃいないよね。どうですか。そういう条例か規則がありますか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 すみません、それを含めましてちょっと確認させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 予算決算特別委員会まで待ってられないよ。もしこの処理が悪かったらどうする。予算書全部作り直しだよ。議長、暫時休憩とってください。

○議長 堀口博志 暫時休憩をとります。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 2時00分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

総務課長

○総務課長 浅川幸則 先ほどの佐藤公夫議員の質問にお答えいたします。

予算書の前年度欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げるということで、地方自治法施行規則第15条の2で、「予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。」ということで、前年度の欄には前年度の当初予算に係る金額を掲げることと定められておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございますか。島崎紘一君

○9番 島崎紘一 当初予算に対して、いつも正月ごろから予算の策定が始まると思います。そういう中で、やはり各課から上がってきた予算について3億、4億と不足額が出て、それを調整するのが財政の非常に大変なところだと思います。そういう中で、平成30年度予算に向けて留意された点、指示した点、どういうことを各課に指示したか、町長のご見解をお伺いします。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 すみません、予算の編成方針について、私のほうからお答えさせていただきます。

(「それは課長が受けた話で、どういう指示したかを聞いているわけだ」の声あり)

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 お答えします。

まず、新規事業については、重点施策に資する事業、また既存の事務事業については、必ずその内容、効果を検討して実施することということ。それから、事業選択に当たっては総合計画や総合戦略等基本計画、いろんな帰着の成果も踏まえ、将来を考えて検討すること。また、国県支出金を財源とする事業については、国県の予算編成の動向や制度改正を把握し、その負担区分のあり方を十分検討して選択を行うといったような内容です。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 特に、12月補正から流れが30年度に向けて非常に財政的に厳しい状況がうかがわれるわけです。ちなみに、財政調整基金の推移ですけれども、決算ベースで見ると平成19年に3億8,800万あった財調が12月補正後は10億3,000万と。ということは、この10年間で年間約7,000から8,000万ぐらいしか積み増しができない。10億以上どうしても必要だということで、議員も議会も10億を超えたからよかったなどそういうことでありましたけれども、新たな財政支出、特に病院関連、また企業が受けた春秋館、どのくらいかかるかわかりませんが、そういった中で新たな非常に金額が大きな支出が見込まれるということで、これからの財政運営は非常に厳しいものがあると。その節目の平成30年度予算だということと認識しております。

そういう中で、昨年3月の定例会で19節の各種、単独の町の補助金を調べていただいた経緯があります。そういう中でそれを見ると、全部で83項目、金額で5億4,390万ほどが補助金として19節で支払われています。そういう中で、開始年度が全く不明だというそういったものが実に30事業もある。これは、資料の保存は5年間という1つの決まりがありますけれども、継続的に続いている補助事業の開始年度もわからないものがこれだけある。果たしてチェックしているかどうか。各種補助事業に対してどの程度のチェックをして30年度予算を組んだか、その辺のところを伺っておきます。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 島崎議員のご質問にお答えします。

予算編成に当たりましては、補助費につきましては、従来の制度や慣行にとられることなく、公益性の視点から対象事業の内容、必要性、効果等を十分検討の上、目的を達したものの、補助効果が乏しいと認められるものについては、積極的に廃止するとともに、終期の設定等により整理、合理化を図ることということで予算編成に当たっての指示をしております。各課で十分検討の上、30年度の予算に計上されているものと理解しております。

○議長 堀口博志 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 この19節は去年の資料でありますけれども、平成30年に向けてどういうふうに変ったか、資料がありませんので比較できませんけれども、そういう中で1,000万以上の補助というものは、いろいろ19節あるわけですが、例えば上信電鉄、あるいは社会福祉協議会、あるいは下仁田会、それとここにも入っている下仁田南牧医療事務組合や甘楽西部環境衛生施設組合、それと観光協会と1,000万を超える補助があるから5億4,300万に達しているわけです。

この中で、既にこの下仁田南牧医療事務組合には12月補正で1億2,000万、また当初予算で1億3,000万、既に2億6,000万近い新たな補助、財政支出があるわけで、やはり平成19年ごろから税収は減る一方、若干地方交付税はふえてはおりますけれども、それにしても8,000万円前後しか積み立てられない財調であり、今年度末の予想、30年度末は財調が9億6,300万円であると予想されているわけですね。これは予算概要説明で出た数字ですけれども、よほどの行革をしないと、なかなか財政やりくりするのが大変な時代に入った第1年度が平成30年度予算、そういうふうにとらえられるわけです。

そういう中で、19節全般に一々私も目を通したわけではありません。そういう中で、昨年、第5次行財政改革大綱がここ5年間にあったわけですが、それと照らし合わせて1項目だけ質問いたしますけれども、47ページをお願いします。

農業振興費の中で、これは3月補正のときも議案全協で質問させてもらったんですけれども、畜産業費、3月の補正で当初予算31万9,000円で、3月にマイナス20万の補正で執行額が11万9,000円と。それを質疑の中で、当然こういう現状を当初予算に反映しているでしょうねと発言したわけですが、この予算書を見る限り全く同額が載っていると。これは

明らかにまたマイナス補正にするか、不用額を出すか、そういうことがかいま見えるわけです。先ほど総務課長が言うように、各種見直しで各種補助金見直しがあったと言うけれども、この件に関しては見直しをされたか、全くされなかったか。この第5次行財政改革大綱の補助金の取り扱いについてどう記載されているか、担当課長、わかりますか。

○農林課課長補佐 佐藤圭司 島崎議員の質問にお答えいたします。

計画の内容ははっきり把握しておりませんが、この畜産振興対策につきましては、平成29年4月に要綱の見直しを行っております。今の現状となるべく合うように内容を精査して取り組んできたわけですが、状況をつかんだのがことしの1月だったものですから、また30年度に向けては、当初予算は増額ですが、補正等は同額ですが、引き続き内容をよく検討して要綱の見直しを図っていきたいと思います。

○議長 堀口博志 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 3月補正をいつ作成したか、また当初予算をいつ作成したか、恐らく同時進行で、財政担当が非常によく4.5億のオーバーをおおごとして帳尻を合わせるわけですね。各課がそういう対応だと、非常に財政運営が果たして真剣に見直して予算編成しているかなということに疑問を持つわけです。

この行財政改革大綱の5ページに自主財源確保とある。その中に、各種補助金や負担金、使用料について点検し自主財源の確保に努めるとあるわけ。もう29年にできて、1年経過して全くこういう資料が生かされていない。出てきたものをどこを減らすか。これは財政担当だけに任せるんじゃなくて、各課からやっぱり19節についても83項目もあって、そのうち開始年度が不明なのが30項目もある。やはりこの辺のところから行財政改革をして、予算にわかるような形で我々に説明してもらわないと、本当に真剣に財政が厳しい状況で予算を組んでいるか、その辺のところは全く見えてこないわけです。

町長が岩崎君の一般質問で、住民サービスについては保育料無料化、あるいは町営バスの75歳以上無料化免許返納を含めて展開してきたことを含めて言っているけれども、やはり真剣に行財政改革をしないと、来年度以降、非常に財調も8億なり7億に減ると、そういう状況はもう予想されているわけで、その辺の意気込みについてどうも肌で感じるような答弁がいただけない。重ねて申し上げますけれども、本当にやる気があるんですか、町長。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 やる気はあります。

ただ、今予想というか、幾らやるやると言っても実際に進めていかなければどうにもなりません。来年、再来年のことまで言っても始まらないし、ともかくこの4月から、4月からというか、今3月ですけれども、新年度になった中でまたいろんな形で改革を進めていくべきかなと思っております。

○9番 島崎紘一 一ところを見て全体を判断するわけにはいきませんが、1カ所を見て全体を予想されるような予算組みだと、大変我々にとっても総論賛成、各論反対の部分があると非常に困るわけで、4月からの住民生活に影響する予算になります。やはりその辺のところをぜひとも真剣にこれからも取り組んでいただきたい、そんなふうに考えております。

この件については、それで一応切り上げますけれども、68ページの公債費についてお伺いします。町債償還は6億2,000万でありますけれども、長期借り入れ利子が3,495万、地方債残高54億9,200万ということで、単純に割ると非常に利率が、単純計算していいかどうかわかりませんが、単純計算すると6.36%、決して安い金利じゃないと思いますけれども、この割り算でいいかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしておきます。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 島崎議員の質問にお答えします。

利率については、借り入れ年度等により利率の差がございます。近年借りているのは0.5%程度の利息となっております。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 予算書の8ページに地方債について、利率については繰上償還もしくは低金利に借りかえることができるとありますけれども、この辺の、予算決算特別委員会でいいんですけれども、54億9,200万円の地方債残高の内容と金利と、この辺の一覧表があったらお示しをしていただきたいと思います。また、金利の高いものの繰上償還ができるか、あるいは借りかえをできるか、またその努力をしているか、その辺のところはどうでしょうか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 ただいまのご質問につきましては、予算決算特別委員会にてご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 そうすると、私の割り算でいいかどうか、6.36がいいかど

うか、その辺も含めて予算決算で答弁をお願いしたいと思います。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございませんか。佐藤博君

○6番 佐藤博 65ページの町史編さん事業、30万円の予算化をいただきました。この予定、内容、そして今後の予定についてお伺いをさせていただきます。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回30万円を計上させていただいたものにつきましては、ここ数年間、資料の収集を行ってまいりました。その資料の収集したものをよりわかりやすく整理するための目録をつくらせていただくかということで、30万円の計上をいたしました。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 この30万円の予算取りから始まって、将来的に編成をいただけるものという期待をするわけでありますけれども、その辺の計画について。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 また世界遺産もジオパークも含めてなんですが、選択順位を定めてというところもございしますが、先進地といいますか、今やっていると等々の調査も行っておりますので、今後進めてはいきたいというふうに考えております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 町史編さんの先進地を視察するというのは……
(発言する声あり)

○6番 佐藤博 いや、今の質問は、町史編さん事業についての質問なんですけれども。この30万円の予算を確保していただいたことから始まって、町史の編さんまでの計画をいただけるものというふうに思いながらの、その内容についての発表ができたらしめていただきたいという、そういう内容であります。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 佐藤議員の質問にお答えします。

今、進めているところの調査もさせていただいております。川場村等々の今一番最新の事例等の調査を行いながら、選択の順序を決めていただきながら進めていければというふうに思っております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そうすると、編さん委員を編成して動き始めたという、こういうことではないということ、まだそういった今まで集めたものを、収集したものを目録として記録に残しておく、単なるそれだけのことですか。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 編さん委員にお願いするに当たっても、こういう資料が残っています、こういう資料が集まっていますというところをお示ししながら考えていきたいというところがありまして、今回目録化をさせていただければということで考えております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 早期に、そう将来先へ行くことでなくて、編さん事業が終了しますように段取りをしっかりとさせていただきたいと思います。30万円からスタート、期待しておきます。

○議長 堀口博志 答えはよろしいですか。

○6番 佐藤博 はい、結構です。

○議長 堀口博志 ほかにございますか。岡田武二君

○11番 岡田武二 70ページの給与費の明細表についてお聞かせ願いたいと思います。町長、議員、職員についてはほとんど報酬、いろいろなものの経費が変わっていないということですが、去年の当初予算のその他の特別職と今年度のその他の特別職、これについて294万9,000円ですか、増額になっておりますが、この内容について教えていただければありがたいなと思います。

○議長 堀口博志 町長公室長

○町長公室長 荻野英雄 ただいまの岡田議員のその他の特別職にかかわるご質問でございますが、ただいまその内訳、非常勤特別職になるかと思いますが、こちらの内訳につきましては、改めまして予算決算特別委員会の場でご返事をさせていただくということによろしいでしょうか。

○議長 堀口博志 岡田武二君

○11番 岡田武二 結構です。というのは、予算決算特別委員会の中でわかるのかどうかわかりませんでしたので、ここで質問させていただきました。

以上です。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございますか。木暮弘元君

○4番 木暮弘元 平成30年度の予算案についてちょっと説明をいただきたいと思います。先ほど島崎議員さんから質問もありましたけれども、私は単純に質問をさせていただきます。まず、行財政改革については、この予算案の中にどこに記載してありますか、教えていただきたいと思います。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 各担当課で予算計上するときに、それぞれが一応、予算を

計上するに当たっては、行革の観点で予算見積もりをして計上していることとなっております。

○議長 堀口博志 木暮弘元君

○4番 木暮弘元 この予算書を見る限りは、どこがどうか私もわかりませんので、その辺ももしかしたら詳細に後で教えていただければと思います。

次に、町長、身を切る改革については、予算の中においてどこに記載してあるでしょうか。町長に伺います。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 身を切る改革というのはどういうことでしょうか。

○議長 堀口博志 木暮弘元君

○4番 木暮弘元 身を切る改革ですよ。

○議長 堀口博志 暫時休憩をとります。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時38分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

総務課長

○総務課長 浅川幸則 木暮議員の質問にお答えさせていただきます。

身を切る改革ということでございましたが、今年度、平成29年度においては特別職の日当を廃止しております。下仁田町の特別職の給料につきましては、過去の行革において現在県内でも低いところに位置づけられております。町長の給与でございますが、現在23市町村中、低いところに位置づけられております。23市町村中19番目となっております。後ろから5番目です。今後につきましては、第5次行財政改革の中でまた検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 木暮弘元君

○4番 木暮弘元 しっかり見える形で改革していただかなければ、うまくいかないかなと思っております。さらにやはり三役もしっかりやっていただければと考えております。

次に、現在、財政調整基金はどのくらいの残高でしょうか。前に予算のときにいただいたんですけれども、9億ぐらいということらしいんですけれども、現在はどのくらいになっておるのでしょうか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 お答えします。

平成29年度末の財政調整基金の残高の見込みでございますが、11億

837万3,000円でございます。平成30年度に取り崩し、積み立て等を行って、平成30年度末の見込みは9億6,360万2,000円となっております。

○議長 堀口博志 木暮弘元君

○4番 木暮弘元 各種の事業に基金を使っていくわけなんですけれども、9月決算議会では財調の残高は、大体見込みでどのくらいになるんでしょうかね。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 29年度末の見込みで11億837万3,000円でございます。

○議長 堀口博志 木暮弘元君

○4番 木暮弘元 先ほどそれは聞きました。また9億台のことも聞きました。だけれども、私が言っているのは9月決算議会に財調の残高はいろいろと使いますので、どのくらいになっているかというシミュレーションはもうできているんじゃないでしょうか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 決算におきましては、29年度末の実績、先ほど申し上げた数字が見込みとなっております。

○議長 堀口博志 木暮弘元君

○4番 木暮弘元 それ以上のことを聞いても言わないみたいなので、ということで質問を終わります。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございますか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 一般会計で28ページ、議会費の中で前年度よりも交際費が5万円ほど少なくなって30万円ですけれども、29年度で十分、35万円では5万円ぐらい余るということで30万円にしたんですか。

○議長 堀口博志 局長に答えさせます。

○事務局長 樋口令子 お答えさせていただきます。

28年度の実績が26万8,000円でした。29年度はまだ終わっておりませんが、約30万ぐらいではないかということから5万円落とさせていただき、また必要に応じて補正で対応させていただきたいと思っております。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 ちなみに、30ページの2目町長公室管理費、ほかの多くが減額するところが多い中で、町長公室の管理費が前年比較135万6,000円と、こういうふう増額になっていますけれども、まず、この増額の要因は、交際費が前年度が90万円から今年度は100万円になっている。賃金

が163万4,000円、前年度が62万4,000円。おのずから需用費が150万1,000円、前年度は126万円が前年度の実績ですけれども、きのうもちょっと全協で申しましたけれども、町長交際費、議長交際費、ネット上に公開する気はありますか。まず、議長にお尋ねします。皆さんで相談して決めますか。

○議長 堀口博志 暫時休憩をとります。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時47分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの佐藤公夫君の質問ですが、用途別のまとめたの総金額等々は差し支えはないと思いますが、今後また検討させていただきたいと思います。
佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 検討してください。町長の交際費はいかがでしょうか。

○議長 堀口博志 町長公室長

○町長公室長 荻野英雄 ただいまの町長の交際費についてでございますが、町長公室といたしましても、公表に向けて現在準備を進めているところでございます。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 我々議員の役目は、町民の税金、国民の税金をいかに公平に執行側が使うかということに目を光らせるのが我々の役目でございます。ぜひネット上に公開をしていただきたいということでお願いしておきます。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結し、第29号議案から第35号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 次に、日程第22、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情及び陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情は、総務常任委

員会に付託いたします。

○議長 堀口博志 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散 会 平成30年3月8日 午後 2時49分